

GUIDE PLAN

都市景観における屋外広告物に関するガイドプラン



屋外広告物ガイドプランとは・・・

● 屋外広告物規制の現状

大阪市では町の景観・風致を守り、市民の皆さんへの危害を防ぐために大阪市屋外広告物条例によって、屋外広告物の規制及び指導を行っています。

ところが近年、都市はますます高密度化し、また経済活動も活発化・多様化し、このような社会情勢の変化にも十分に対応することが必要となってきました。

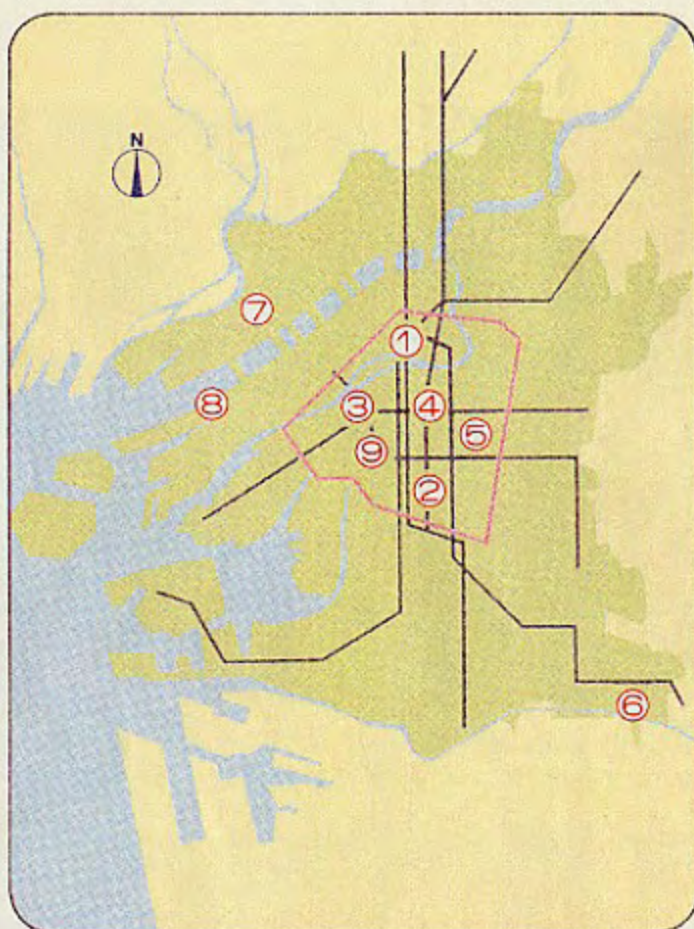


● これからの屋外広告物

大阪市ではこれからのまちづくりを進めていくために、都市の美化がこれまで以上に望まれています。屋外広告物は都市景観に与える影響が大きいため、適切な施策が求められています。

このため、それぞれの地域の景観の特色を考慮して、調和のとれたよりよい方向へ屋外広告物を誘導しようとするのがこの「屋外広告物に関するガイドプラン」です。

大阪市街図



①大阪駅前地区



②難波高島屋前地区



③本町通地区



④堺筋地区



⑤上町台地地区



⑥平野地区



⑦西淀川地区



⑧此花地区



⑨道頓堀地区



ガイドプランの実施内容

● 指定地区

大阪駅前地区(北区)
本町通地区(中央区)
上町台地地区(天王寺区・中央区)
西淀川地区(西淀川区)
道頓堀地区(中央区)
難波高島屋前地区(中央区)
堺筋地区(中央区)
平野地区(平野区)
此花地区(此花区)



● 対象

上記指定地区に面する敷地内に掲出され、かつ当該地区から展望できる屋外広告物

● 基準

都市景観との調和を図り、地域の特性を生かすための具体的な基準を一覧表のとおり定めています。

● 申請手続

事前に協議の上、屋外広告物許可申請書に必要図面(付近見取り図・意匠図・構造図・平面図・立面図)を添付して建設局管理部路政担当に申請してください。

● 経過措置

この基準は昭和62年4月1日以降に設置される広告物に適用し、それ以前に設置された広告物でこの基準に適合しないものは、この基準を尊重し適合するよう努めます。

● ガイドプラン基準一覧表										
地区名称／イメージ		大阪駅前地区（北区） 商業地域系	難波高島屋前地区（中央区） 商業地域系	本町通地区（中央区） 業務地域系	堺筋地区（中央区） 業務地域系	上町台地地区 （天王寺区、中央区） 住居地域系	平野地区（平野区） 住居地域系	西淀川地区（西淀川区） 工業地域系	此花地区（此花区） 工業地域系	道頓堀地区（中央区） 商業地域系
種類	現行許可基準等	「商都大阪の玄関らしい風格ある街並みに」	「ファッション街としての明るく華やかな街並みに」	「都心業務地域として整然とした気品のある街並みに」	「古くからの業務地域として、格調と落ち着いたきのある街並みに」	「大阪の歴史を感じさせる落ち着いたきと緑の潤いある街並みに」	「緑の潤い豊かな明るく親しみのある街並みに」	「緑の潤い豊かで明るく清潔な印象の街並みに」	「臨海工業地域の幹線道路として緑の潤いと秩序ある街並みに」	「大阪を代表する繁華街として明るく華やかな街並みに」
屋上広告塔	建築物の高さの2/3以下。	・設置位置から高さ12m以下。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・スカイラインの調整。	・設置位置から高さ12m以下。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和。 ・スカイラインの調整。	・設置位置から高さ12m以下。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。	・設置位置から高さ12m以下。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・スカイラインの調整。	・設置位置から高さ10m以下。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・7㎡以上の媒体広告物は設置しない。 ・2階建7.5m以下の屋上には設置しない。	・設置位置から高さ10m以下。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・7㎡以上の媒体広告物は設置しない。 ・2階建7.5m以下の屋上には設置しない。	・設置位置から高さ10m以下。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、明るいものに。 ・7㎡以上の媒体広告物は設置しない。	・設置位置から高さ10m以下。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、明るいものに。 ・7㎡以上の媒体広告物は設置しない。	・現行許可基準と同様。
屋上広告板	建築物の高さの2/3以下。	・現行許可基準と同様。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・文字だけの広告板は設置しない（裏面支柱等見えないよう）。 ・一文字分離型は設置しない。	・現行許可基準と同様。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和。 ・文字だけの広告板は設置しない（裏面支柱等見えないよう）。 ・照明、裏面の支柱は目立たない処理を。 ・一文字分離型は設置しない。	・現行許可基準と同様。	・現行許可基準と同様。	・現行許可基準と同様。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・文字だけの広告板は設置しない。 ・一文字分離型は設置しない（裏面支柱等見えないよう）。 ・7㎡以上の媒体広告物は設置しない。	・現行許可基準と同様。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・文字だけの広告板は設置しない。 ・一文字分離型は設置しない（裏面支柱等見えないよう）。 ・7㎡以上の媒体広告物は設置しない。	・現行許可基準と同様。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、明るいものに。 ・7㎡以上の媒体広告物は設置しない。	・現行許可基準と同様。 ・建築物の形態、意匠との調和。 ・建築物の色彩との調和、明るいものに。 ・7㎡以上の媒体広告物は設置しない。	・現行許可基準と同様。
壁面利用 壁面板、書いたもの	(1) 表示面積は取り付け壁面の1/3以下。 (2) 窓または開口部をふさがない。 (3) 壁面の端からはみださない。	・（1）と同様、ただし、4階建以上は取り付け壁面の1/4以下。 ・（2）（3）と同様。 ・建築物のラインとの調和。 ・縦長の広告物の長さは建築物の高さの2/3以下。 ・厚さ0.3m以下、ただし、構造上必要なものは別途協議する。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・一壁面内に複数の広告物を設置する時は基調色を同系色とする。	・（1）と同様、ただし、4階建以上は取り付け壁面の1/4以下。 ・（2）（3）と同様。 ・建築物のラインとの調和、連たんするときは秩序化を図る。 ・厚さ0.3m以下、ただし、構造上必要なものは別途協議する。 ・建築物の色彩との調和。 ・建築物の色彩との調和。	・表示面積は取り付け壁面の1/5以下、3階以上はビル名等以外つけない。 ・（2）（3）と同様。 ・建築物のラインとの調和。 ・縦長の広告物の長さは建築物の高さの2/3以下。 ・厚さ0.3m以下、ただし、構造上必要なものは別途協議する。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・一壁面内に複数の広告物を設置する時は基調色を同系色とする。	・表示面積は取り付け壁面の1/10以下、かつ50㎡以下、2階以上はビル名等以外つけない。 ・（2）（3）と同様。 ・建築物のラインとの調和。 ・厚さ0.3m以下、ただし、構造上必要なものは別途協議する。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・一壁面内に複数の広告物を設置する時は基調色を同系色とする。	・（1）と同様、ただし、4階建以上は取り付け壁面の1/4以下。 ・（2）（3）と同様。 ・建築物のラインとの調和。 ・厚さ0.3m以下、ただし、構造上必要なものは別途協議する。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・一壁面内に複数の広告物を設置する時は基調色を同系色とする。	・（1）と同様、ただし、4階建以上は取り付け壁面の1/4以下。 ・（2）（3）と同様。 ・建築物のラインとの調和。 ・厚さ0.3m以下、ただし、構造上必要なものは別途協議する。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・一壁面内に複数の広告物を設置する時は基調色を同系色とする。	・（1）と同様、ただし、4階建以上は取り付け壁面の1/4以下。 ・（2）（3）と同様。 ・建築物のラインとの調和。 ・厚さ0.3m以下、ただし、構造上必要なものは別途協議する。 ・建築物の色彩との調和、明るいものに。	・（1）と同様、ただし、4階建以上は取り付け壁面の1/4以下。 ・（2）（3）と同様。 ・建築物のラインとの調和。 ・厚さ0.3m以下、ただし、構造上必要なものは別途協議する。 ・建築物の色彩との調和、明るいものに。	・表示面積は1/2以下、ただし道頓堀川に面する壁面とそれに隣接する壁面のうち1面までは4/5以下。 ・（2）（3）と同様。 ・建築物のラインとの調和。 ・一壁面内に複数の広告物を設置する時は秩序化を図る。 ・広告物側面を広告物として利用しない。
地上塔	(1) 高さ20m以下、上下2段を超えない。（商工業） (2) 高さ10m以下、上下2段を超えない。（住居）	・（1）と同様。	・（1）と同様。	・（1）と同様。	・（1）と同様。	・（2）と同様。	・（2）と同様。 ・表示面積7㎡を超えるものは道路等の公共用地から2m以上後置させる。 ・色彩は周辺景観との調和を図り、落ち着いたものに。	・（1）と同様。	・（1）と同様。	・（1）と同様。
広告幕		・建築物のラインとの調和。 ・縦長の広告幕の長さは建築物の高さの2/3以下。 ・建築物の色彩との調和、落ち着いたものに。 ・一壁面内に複数の広告幕を設置する時は基調色を同系色に。 ・常設幕は壁面利用と同様の扱い。	・建築物のラインとの調和。 ・建築物の色彩との調和。 ・他の壁面広告物と重ならないように。							
地上板 建植	高さ5m以下、上下2段を超えない。	・現行許可基準と同様。 ・色彩は周辺景観との調和を図り、落ち着いたものに。	・現行許可基準と同様。	・現行許可基準と同様。 ・色彩は周辺景観との調和を図り、落ち着いたものに。	・現行許可基準と同様。 ・色彩は周辺景観との調和を図り、落ち着いたものに。	・現行許可基準と同様。 ・色彩は周辺景観との調和を図り、落ち着いたものに。 ・表示面積7㎡を超えるものは道路等の公共用地から2m以上後置させる。	・現行許可基準と同様。 ・色彩は周辺景観との調和を図り、落ち着いたものに。 ・表示面積7㎡を超えるものは道路等の公共用地から2m以上後置させる。	・現行許可基準と同様。 ・色彩は周辺景観との調和を図り、明るいものに。 ・表示面積7㎡を超えるものは道路等の公共用地から2m以上後置させる。	・現行許可基準と同様。 ・色彩は周辺景観との調和を図り、明るいものに。 ・表示面積7㎡を超えるものは道路等の公共用地から2m以上後置させる。	・現行許可基準と同様。
窓ガラス（内側）利用広告	（屋外広告物法に当らず一除外）		・広告内容は事業者名とその種類、商標のみとする。 ・一建築物内では設置手法と位置を統一する。 ・表示面積は壁面広告物と同様の扱い。	・設置させない方向。	・設置させない方向。	・設置させない方向。	・設置させない方向。			
突出看板	(1) 路面から下端までの高さ2.5m以上、路上への突出幅1.0m以内（歩道幅4m未満）。 (2) 路面から下端までの高さ2.5m以上、路上への突出幅1.5m以内（歩道幅4m以上）。 (3) 路面から下端までの高さ4.5m以上、路上への突出幅1.0m以内（車道）。 (4) 路面から下端までの高さ2.5m以上、路上への突出幅1.0m以内（国道（歩道））。	・（2）と同様。	・（2）と同様。 ・（4）と同様。	・高さ3.5m以上、ただし1階店舗の片面表示面積0.36㎡以下では高さ2.5m以上。 ・上端までの高さ35m以下。 ・突出幅0.6m以内。 ・雑居ビル、一文字分離型は整理統合。 ・縦に複数は統一。 ・一壁面2箇所まで、ただし1階店舗の片面表示面積が0.36㎡以下は除く。 ・一建築物では下地の色を同系色とする。	・高さ3.5m以上、ただし1階店舗の片面表示面積0.36㎡以下では高さ2.5m以上。 ・上端までの高さ35m以下。 ・突出幅0.6m以内。 ・雑居ビル、一文字分離型は整理統合。 ・縦に複数は統一。 ・一壁面2箇所まで、ただし1階店舗の片面表示面積が0.36㎡以下は除く。 ・一建築物では下地の色を同系色とする。	・（1）（2）と同様。	・高さ2.5m以上。 ・3階または10m以上は設置しない。 ・突出幅0.6m以内。 ・雑居ビル、一文字分離型は整理統合。 ・縦に複数は統一。 ・一建築物では下地の色を同系色とする。	・（4）と同様。	・（1）（2）と同様。	・（3）と同様。
オブジェ（物体）										・立面的な表示は壁面利用に準じ、高さ、占用幅は突出看板に準ずる。

発行：大阪市建設局管理部路政担当
〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪WTCビル13階
TEL 06-6615-6687～8
FAX 06-6615-6576